

## 消費動向調査の民間委託について（案）

平成 20 年 9 月 25 日  
経済社会総合研究所  
景気統計部

### 【民間競争入札とする理由】

- ・ 消費動向調査は、平成 20 年 3 月に開催された第 11 回統計調査分科会において「公共サービス改革法」の対象業務とする方向で検討を行うこととされたところである。
- ・ 同調査は、平成 15 年度調査以来、実査から集計に至る業務に関し、既に会計法令に基づき民間委託を行っているところであるが、確保されるべきサービスの質や落札者決定のための評価基準を実施要項で明確にすること等により、プロセスの一層の透明性、中立性、公正性の担保や業務の質の向上が期待されることから、公共サービス改革法に基づく民間競争入札で行うことが適当であると考える。

### 【入札の対象範囲】

- ・ 「消費動向調査」の民間事業者を活用し包括的に民間委託する業務の範囲は、調査世帯の選定、調査票等の配布・記入依頼、調査票回収業務（回収・督促、照会対応、個票審査）、集計（データ入力、集計・作表）。
- ・ 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法（調査頻度等）の策定といった調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表にかかる業務、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

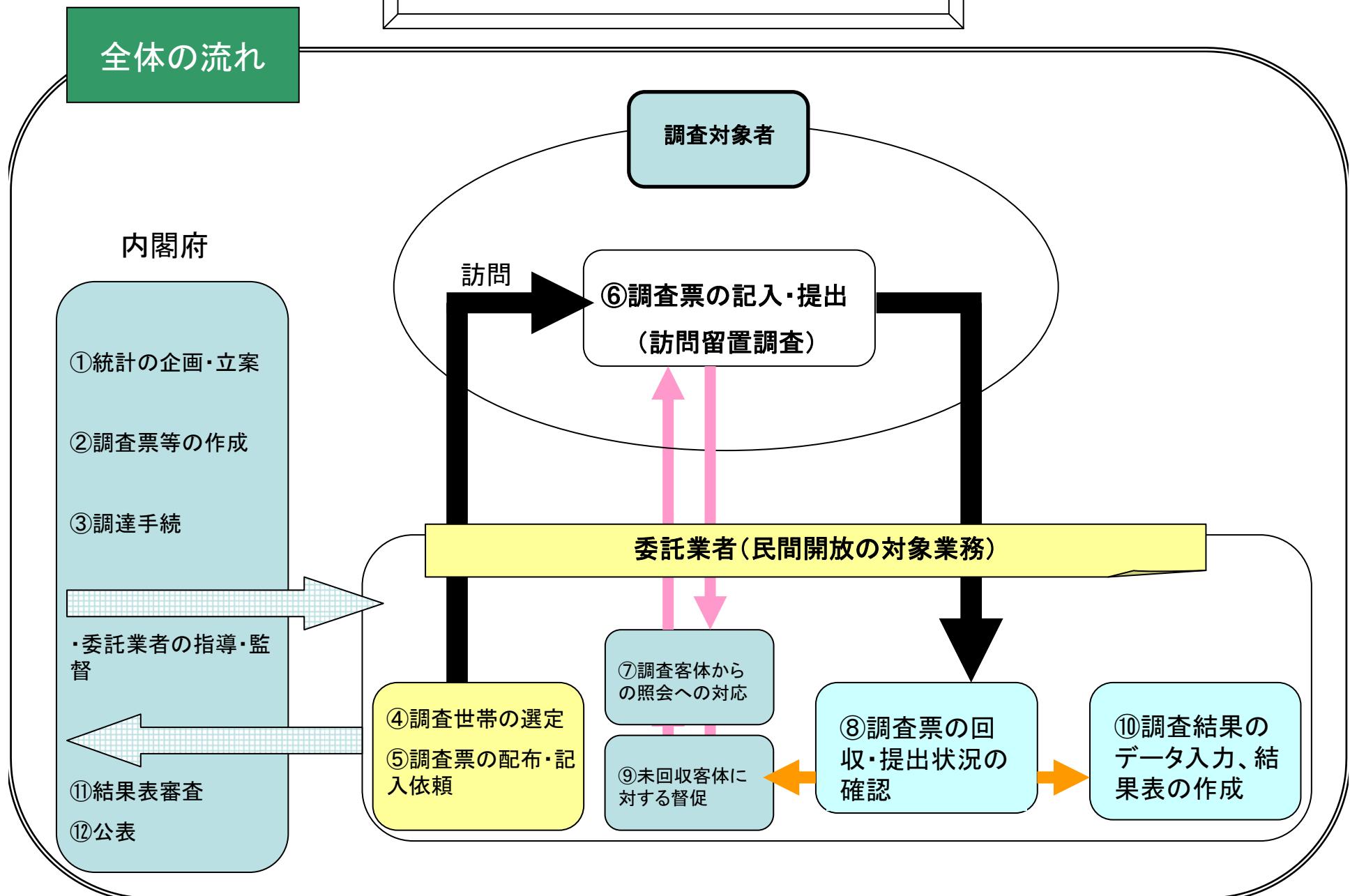
### 【入札等の実施予定時期】

- ・ 平成 21 年 10 月を目処に入札公告し、平成 22 年度から落札者による事業を実施する予定。

### 【契約期間】

- ・ 消費動向調査（承認統計）については、従来、経済情勢の変化への対応、統計の質の向上等のため適時に調査方法の変更等を行ってきたところである。また、昨今、国会・一般国民からの事業等の更なる見直しの要請が強まっている。こうしたことから、今後、調査の抜本的な見直しを行う必要性が生じた場合に迅速に対応するため、平成 22 年度の調査については、単年度契約（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）とすることが妥当と考える。
- ・ 翌年度以降については、改めて複数年契約への移行の検討を行う。

# 消費動向調査の流れ図



## **消費動向調査の概要**

### **1. 調査の目的**

本調査は、今後の暮らし向きの見通しなどについて、消費者の意識を把握するとともに、旅行、各種サービス等への支出予定、主要耐久消費財等の保有状況を把握することにより、景気動向判断の基礎資料を得ることを目的とする。

### **2. 調査の対象**

全国の世帯のうち外国人・学生・施設入居世帯を除く約4,780万世帯である。

### **3. 調査客体**

調査客体は、一般世帯、単身世帯毎に三段抽出（市町村一調査単位区一世帯）により選ばれた6,720世帯である。

### **4. 調査の時期及び調査時点**

調査時期は毎月1回年12回で、調査時点は、毎月15日である。なお、6月、9月、12月及び翌年3月の年4回の調査においては、下記6.の調査事項にあるように調査項目が多くなっている。

### **5. 調査機関及び調査の方法**

内閣総理大臣が主管し、調査の実施を一般競争入札により民間事業者に委託し、調査員を通じ調査世帯を選定している。調査世帯の自計による訪問留置調査である。

### **6. 調査事項**

- ・ 消費者の意識（今後の暮らし向きの見通し、毎月）
- ・ 物価の見通し（毎月）
- ・ 旅行の実績及び予定（6、9、12及び3月）
- ・ 自己啓発、趣味・レジャー・サービス等の支出予定（6、9、12及び3月）
- ・ 主要耐久消費財等の保有買替え状況（3月）
- ・ 世帯の状況（毎月）

### **7. 予算額**

21年度要求額 240,324千円